

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十四条まで（現行のとおり） （事業者等の出席等）</p> <p>第七十四条の二 審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他<u>適当と認める者</u>の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は事業者その他<u>適当と認める者</u>から資料の提出を求めることができる。</p> <p>第七十五条から第九十条まで（現行のとおり） （公表等）</p> <p>第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 環境配慮書、調査計画書、評価書案、評価書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の記載をして提出したとき。</p> <p>三から六まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第九十二条から第九十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十四条まで（略） （事業者等の出席等）</p> <p>第七十四条の二 審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他<u>関係者</u>の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他<u>関係者</u>から資料の提出を求めることができる。</p> <p>第七十五条から第九十条まで（略） （公表等）</p> <p>第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一（略） （新設）</p> <p>二から五まで（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第九十二条から第九十五条まで（略）</p>